



# 山形県公報

平成23年3月8日(火)  
第2225号  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則……………(工業振興課) ……195
- 山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……196

### 告 示

- 争議行為を行う旨の通知……………(雇用対策課) ……197
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……198
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) ……199
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……200
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) ……201
- 県営土地改良事業に係る換地処分……………(最上総合支庁農村整備課) ……同
- 土地改良事業の計画変更の適当の決定……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 都市計画事業の変更の認可……………(都市計画課) ……同
- 都市公園の区域の変更……………(同) ……202
- 都市計画事業の変更の認可の告示……………(下水道課) ……204
- 兼用工作物の管理協定の締結……………(河川課) ……同
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……同
- 平成22年1月県告示第46号(県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃)の一部改正……………(建築住宅課) ……205
- 平成23年1月県告示第43号(県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃)の一部改正……………(同) ……同
- 平成22年1月県告示第46号(県営住宅の駐車場の使用料の額)の一部改正……………(同) ……206

### 正 誤

## 規 則

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第1号

#### 山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則(昭和27年11月県規則第69号)の一部を次のように改正する。

別表中 2,780円 を 2,780円。ただし、金又は白金の膜を形成しようとする場合にあっては、4,120円 に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第2号

山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山形県県営住宅条例施行規則（昭和37年4月県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表中

県営大西町アパート1号	鶴岡市	集会所、通路、駐車場
県営大西町アパート2号	鶴岡市	

を

県営大西町アパート2号	鶴岡市	集会所、通路、駐車場
-------------	-----	------------

に、

県営末広アパート3号	鶴岡市	
------------	-----	--

を

県営末広アパート3号	鶴岡市	
県営大西町住宅	鶴岡市	集会所、通路、駐車場

に改める。

別記様式第1号、別記様式第11号、別記様式第18号の2及び別記様式第19号中

特定扶養親族	を	16歳以上23歳未満の扶養親族	に改
--------	---	-----------------	----

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定（

県営末広アパート3号	鶴岡市	
------------	-----	--

を

県営末広アパート3号	鶴岡市	
県営大西町住宅	鶴岡市	集会所、通路、駐車場

に改める部分に限る。）は、平成23

年4月1日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第146号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長今井敏彦から、争議行為を行うことについて、平成23年2月23日次のとおり通知があった。

平成23年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 事 件

賃金引上げ等の要求に関する件

2 期 間

平成23年3月16日以降事件解決の日まで

3 場 所

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立病院

鶴岡市文園町9番34号

庄内医療生活協同組合

本部

同 双葉町13番45号

庄内医療生活協同組合

訪問看護ステーションきずな

同 日枝海老島159番1号

庄内医療生活協同組合

協立歯科クリニック

同

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立リハビリテーション病院

同 上山添字神明前38番地

庄内医療生活協同組合

協立大山診療所

同 大山二丁目26番3号

庄内医療生活協同組合

協立三川診療所

東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9

庄内医療生活協同組合

総合介護センターふたば

鶴岡市双葉町13番45号

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立病院附属クリニック

同 文園町11番3号

庄内医療生活協同組合

サポートセンターあさひ

同 熊出字日鍬31番3号

庄内医療生活協同組合

協立ショートステイセンターふたば

同 日枝海老島64番地

医療法人健友会

本間病院

酒田市中町三丁目5番23号

医療法人健友会

介護老人保健施設ひだまり

同

医療法人健友会

酒田市地域包括支援センターなかまち

同

医療法人健友会

のぞみ診療所

同 中町三丁目4番12号

医療法人健友会

訪問看護ステーションかがやき

同 中町三丁目3番18号

医療法人健友会

本間病院在宅介護支援事業所

同 中町三丁目5番23号

医療法人健友会

認知症対応型通所介護施設「楽楽」

同 中町三丁目3番18号

医療法人山容会

山容病院	同	高砂二丁目1番64号
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構		
日本海総合病院	同	あきほ町30番地
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構		
日本海総合病院酒田医療センター	同	千石町二丁目3番20号
社会福祉法人恩賜財団済生会		
山形済生病院		山形市沖町79番1号
医療法人社団小白川至誠堂病院		
小白川至誠堂病院	同	東原町一丁目12番26号
医療法人社団松柏会		
至誠堂総合病院	同	桜町7番44号
医療法人社団松柏会		
至誠堂総合病院附属中山診療所		東村山郡中山町大字長崎3034番地
医療法人社団松柏会		
至誠堂訪問サービスセンターコスモス		山形市旅籠町一丁目7番23号
医療法人社団松柏会		
わかばクリニック	同	
医療法人社団松柏会		
至誠堂ホームヘルパーステーション	同	
医療法人社団松柏会		
地域包括支援センターかがやき	同	
医療法人社団松柏会		
介護療養型老人保健施設木の実	同	
医療法人社団松柏会		
適合高齢者専用賃貸住宅（介護付）グランドホームはたごまち	同	
医療法人社団松柏会		
至誠堂とかみクリニック	同	富神前48番5号
医療法人篠田好生会		
篠田総合病院	同	桜町2番68号
医療法人篠田好生会		
千歳篠田病院	同	長町二丁目10番56号
医療法人篠田好生会		
天童温泉篠田病院		天童市鎌田一丁目7番1号
医療法人二本松会		
山形さくら町病院		山形市桜町2番75号
医療法人二本松会		
上山病院		上山市金谷字下河原1370番地

4 概 要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為並びにこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

山形県告示第147号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成23年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
漢 タ ロ ウ 薬 局	山形市蔵王成沢2200-4	平成22. 12. 1
さくら歯科クリニック	山形市小白川町一丁目16番33号	平成23. 1. 24

**山形県告示第148号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

訪問看護ステーションあっぷる

山形市久保田一丁目7番7号

## (2) 届出の内容

指 定 医 療 機 関 の 所 在 地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
山形市城西町二丁目7番50号	山形市久保田一丁目7番7号	平成22. 12. 6

## 2 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

いからし内科クリニック

東置賜郡高畠町福沢南11番4号

## (2) 届出の内容

指 定 医 療 機 関 の 所 在 地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
東置賜郡高畠町大字福沢南11番4号	東置賜郡高畠町福沢南11番4号	平成23. 2. 15

**山形県告示第149号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	廃 止 年 月 日
さくら歯科クリニック	山形市あこや町二丁目13番12号	平成23. 1. 20

**山形県告示第150号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成23年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
訪問介護ステーション花はな	訪問介護 介護予防訪問介護	米沢市松ヶ岬二丁目2番72号 コンプ ォール6 202号	平成23. 2. 7
ハビビ伊勢原	通所介護 介護予防通所介護	鶴岡市伊勢原町16番16号	同 2. 17
こもれびの郷 指定認知症対応型通所介護事業所	認知症対応型通所 介護 介護予防認知症対応型通所介護	酒田市黒森字境山616番1	同 2. 21

**山形県告示第151号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

株式会社あっぷるケアサービス  
山形市久保田一丁目7番7号

## (2) 届出の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
山形市城西町二丁目7番50号	山形市久保田一丁目7番7号	平成22. 12. 6

## 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

株式会社あっぷるケアサービス 介護用品ショップあっぷる  
山形市久保田一丁目7番7号

## (2) 届出の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
山形市桜町3番32号	山形市久保田一丁目7番7号	平成22. 12. 6

**山形県告示第152号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成23年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の名称	開設者	指定施術機関の所在地	指定年月日
一の宮施術院	齋藤みゆき	山形市大字青柳692番地	平成23. 1. 31

**山形県告示第153号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営一本杉福地地区土地改良事業に係る換地処分をした。

この処分の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成23年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第154号**

庄内赤川土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成23年2月25日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所、酒田市役所、三川町役場、庄内町役場

3 縦覧に供する期間  
平成23年3月10日から同年4月8日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第155号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 施行者の名称  
山形市

2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 山形広域都市計画道路事業  
(2) 名称 3・4・24号諏訪町七日町線

3 変更の内容  
事業施行期間の延長

4 事業施行期間

平成14年1月11日から平成26年3月31日まで

---

**山形県告示第156号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第2条第2項の規定により定めた最上川ふるさと総合公園の区域を次のように変更し、平成23年4月1日から供用を開始する。

なお、関係図面は、県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部西村山道路計画課において縦覧に供する。

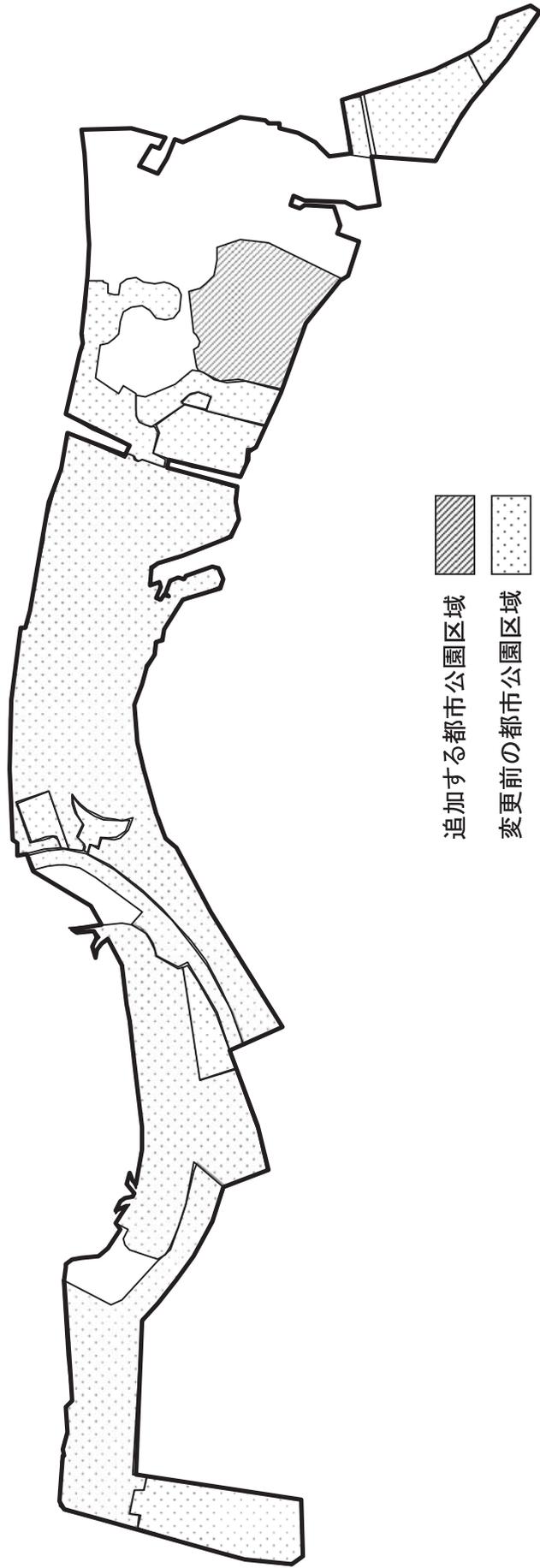
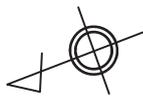
平成23年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

最上川ふるさと総合公園の区域

次の図のとおり

最上川ふるさと総合公園



- 追加する都市公園区域
- 変更前の都市公園区域

**山形県告示第157号**

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成23年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 南陽都市計画、高畠都市計画及び川西都市計画下水道事業
  - (2) 名称 最上川流域下水道（置賜処理区）
- 2 施行者の名称  
山形県
- 3 事業所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収容の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 告示年月日及び番号  
平成23年3月2日 東北地方整備局告示第30号

**山形県告示第158号**

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、県土整備部河川課及び庄内総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成23年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 河川の名称  
二級河川新井田川水系新井田川
- 2 河川管理施設の名称  
左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置  
酒田市漆曾根字上新田16番3地先から  
同 字漆新田12番7地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 酒田市  
住 所 酒田市本町二丁目2番45号  
代表者の氏名 酒田市長 阿 部 寿 一
- 5 管理の内容
  - (1) 道路専用施設（路盤までの部分を含む路面、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
  - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
  - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間  
平成23年3月1日以降道路の存続する期間

**山形県告示第159号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高岡	別紙図面のとおり	地滑り
深山	別紙図面のとおり	地滑り
大門－1	別紙図面のとおり	地滑り
大門－2	別紙図面のとおり	地滑り
下山－1	別紙図面のとおり	地滑り
下山－2	別紙図面のとおり	地滑り
下山－3	別紙図面のとおり	地滑り
下山－4	別紙図面のとおり	地滑り
下山－5	別紙図面のとおり	地滑り
下山－6	別紙図面のとおり	地滑り

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに白鷹町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第160号**

平成22年1月県告示第45号（県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃）の一部を次のように改正する。  
平成23年3月8日

			山形県知事	吉	村	美	栄	子	
「	県営大西町アパート1号	58.1	0.97	40,600	」	を			
	県営大西町アパート2号	58.1	0.97	40,700					
「	県営大西町アパート2号	58.1	0.97	40,700	」				に改める。

**山形県告示第161号**

平成23年1月県告示第43号（県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。  
平成23年3月8日

			山形県知事	吉	村	美	栄	子	
「	県営大西町アパート1号	58.1	0.97	38,200	」	を			
	県営大西町アパート2号	58.1	0.97	38,200					
「	県営大西町アパート2号	58.1	0.97	38,200	」				に、

県営末広アパート3号	69.3	0.98	88,600	を
県営末広アパート3号 県営大西町住宅	69.3 51.9	0.98 1.00	88,600 80,800	
	64.7	1.00	96,800	に改める。
	72.4	1.00	107,700	

山形県告示第162号

平成22年1月県告示第46号（県営住宅の駐車場の使用料の額）の一部を次のように改正し、

県営末広アパート1号、2号及び3号	1,400	を  に改める部分は、平成23年4月1日から
県営末広アパート1号、2号及び3号 県営大西町住宅	1,400 1,500	

施行する。

平成23年3月8日

山形県知事 吉村美栄子

県営大西町アパート1号及び2号	を	
県営大西町アパート2号	に、	
県営末広アパート1号、2号及び3号	1,400	を  に改める。
県営末広アパート1号、2号及び3号 県営大西町住宅	1,400 1,500	

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成23. 3. 1	第2223号	159	9	火力	光力